

奈良県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定及び指定講習会と同等程度以上の講習と認められる課程については、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）、厚生労働大臣が定める講習会の内容について（平成18年厚生労働省告示第269号）及び福祉用具専門相談員についての一部改正について（平成26年12月12日老振発第1212第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(指定の要件及び期間)

第2条 知事は、次項から第4項までの要件を満たすと認められる場合、福祉用具専門相談員指定講習会実施者として、指定することができる。

2 講習実施者に関する要件について、次のとおり定める。

(1) 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。

ア 名簿の作成及び知事への送付

イ 申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開するときの知事への届出

ウ 知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更、その他の指示を行った場合にあっては、当該指示に従うこと。

(2) 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

(3) 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(4) 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

3 事業内容に関する要件について、次のとおり定める。

(1) 講習が、年1回以上、別紙2に定める講習課程の内容に従って開催されること。

(2) 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。

ア 別紙3の要件を満たす適切な人材が確保されていること。なお、講師に必要とされる実務経験年数又は講師経験年数は、5年とする。

イ 一の講習について3名以上の講師で担当すること。

ウ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を越えない程度の割合で担当すること。

エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること

(3) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

ア 開講目的

イ 講習の名称

ウ 事業所の所在地

- エ 講習期間
- オ 講習課程
- カ 講師氏名
- キ 修了評価の実施方法
- ク 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- ケ 年間の開講時期
- コ 受講手続
- サ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

4 募集に関する要件について、次のとおり定める。

- (1) 受講対象者の募集については、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。
- (2) 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載するなどして受講希望者に対して周知を行うものとする。

ア 指定講習会修了者と同程度以上と認められるものについては、本講習会を受講しなくとも福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること。また、平成27年3月31日までに介護員養成研修修了者（介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程及び介護職員初任者研修課程の修了者）となった者については、平成28年3月31日までの間、本講習会を受講しなくとも福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること。

イ 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。

ウ その他講習会の内容に関する重要事項

5 別紙2に定める講習課程については、概ね5日程度で修了することとし、地域の実情等により5日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときは、この限りでない。

6 受講料等の額は、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額に設定するものとする。

（指定申請手続）

第3条 講習会の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する2か月前までに、次に掲げる福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書（第1号様式）及びその添付書類を知事に提出することとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 講習会の名称及び課程
- (3) 事業所の所在地
- (4) 運営規程

- (5) 福祉用具専門相談員指定講習会年間事業計画表（第2号様式）
- (6) 講習課程兼時間割表（第3号様式）
- (7) 講師承諾書（第4号様式）
- (8) 講習室使用承諾書（第5号様式）及び事業所（講習を行う教室）の平面図
- (9) 募集案内等受講希望者に提示する書類
- (10) 修了評価試験課題（2種類）及びその解答例
- (11) 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- (12) 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- (13) 申請者の前年度の決算書及び直近決算時点における貸借対照表

（実施計画書の提出）

第4条 指定講習会を実施する者は、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する1か月前までに、当該年度第1期事業実施計画書として、福祉用具専門相談員指定講習会実施計画書（第6号様式）に以下の関係書類を添え、知事に提出することとする。

- (1) 福祉用具専門相談員指定講習会年間事業計画表（第2号様式）
- (2) 講習課程兼時間割表（第3号様式）
- (3) 講師承諾書（第4号様式）及び各講師の保有する資格等の証明書の写し
- (4) 講習室使用承諾書（第5号様式）及び事業所（講習を行う教室）の平面図
- (5) 申請者の前年度の決算書及び直近決算時点における貸借対照表
- (6) 募集案内等受講希望者に提示する書類

2 当該年度第2期以降の指定講習会を実施する者は、その講習の募集を開始する1か月前までに、当該年度第2期以降事業実施計画書として、福祉用具専門相談員指定講習会実施計画書（第6号様式）に以下の関係書類を添え、知事に提出することとする。

- (1) 講習課程兼時間割表（第3号様式）
- (2) 講師承諾書（第4号様式）及び各講師の保有する資格等の証明書の写し
- (3) 講習室使用承諾書（第5号様式）及び事業所（講習を行う教室）の平面図
- (4) 募集案内等受講希望者に提示する書類

但し、既に当該年度内において提出済みである、各講師の保有する資格等の証明書の写しについては、改めて提出する必要はない。

（変更・中止届出書の提出）

第5条 申請者に関する事項について変更があった場合には、福祉用具専門相談員指定講習会変更届出書（第7号様式）に次に掲げる関係書類を添え、知事に10日以内に提出することとする。

- (1) 第3条第1号の変更については、法人登記簿の履歴事項全部証明書を添付すること。
 - (2) 第3条第11号の変更については、変更後の定款等を添付すること。
- 2 講習の内容について変更があった場合には、福祉用具専門相談員指定講習会変更届出書（第7号様式）に変更内容の前後を示す書類を添え、知事に10日以内に提出することとする。
 - 3 前2項によることが出来ない場合は、速やかにその旨知事に報告するとともに、その指示に従うものとする。
 - 4 講習会を中止する場合は、講習の中止を決定した日から速やかにその旨知事に報告するとともに、福祉用具専門相談員指定講習会中止届出書（第13号様式）を10日以内に提出することとする。

する。

(修了評価試験の実施)

第6条 修了評価試験は、厳正かつ公平に実施されること。また、修了評価試験の実施方法については、運営規定に明記し、講習生への周知を徹底するものとする。

- 2 修了評価試験は、全科目修了後（補講が必要である場合は、その実施後）に実施すること。
- 3 修了評価試験は、筆記試験により一時間程度実施することとし、修了評価に要する時間は講習課程に含めないものとする。
- 4 別紙1 福祉用具専門相談員指定講習会における目的、到達目標及び内容の指針に示す知識、技術等の習得が十分でない場合には、福祉用具専門相談員指定講習会実施事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。
- 5 修了証明書は、修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された講習生に対して交付するものとする。

(実績報告書及び名簿等の提出)

第7条 指定講習会を行う者は、各講習会の終了後2か月以内に、福祉用具専門相談員指定講習会実績報告書（第8号様式）に次に掲げる関係書類を添え、知事に提出することとする。

- (1) 福祉用具専門相談員指定講習会修了者名簿（第9号様式）
 - (2) 講習課程兼時間割表（第3号様式）
 - (3) 講習会実施報告書（第10号様式）
 - (4) 補講実施報告書（第12号様式）
 - (5) 講習生出席簿
 - (6) 修了評価管理書類の写し
- 2 指定講習会を行う者は、毎事業年度終了後2か月以内に、次に掲げる事業報告書を知事へ提出すること。
- (1) 福祉用具専門相談員指定講習会事業年間実施報告書（第11号様式）
 - (2) 当該事業年度における収支決算書

(修了証書の交付等)

第8条 指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了し、修了評価試験において所定の水準を超えた者に限り、別紙4に定める様式に準じ、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

(事業の廃止、休止及び再開について)

第9条 事業の廃止、休止若しくは再開した場合は、福祉用具専門相談員指定講習会（廃止・休止・再開）届出書（第14号様式）を、事業を廃止、休止若しくは再開することを決定した日から10日以内に知事に提出することとする。

- 2 指定講習会を実施する者は、研修を廃止する場合にあっては、研修を廃止する日までに福祉用具専門相談員指定講習会（廃止・休止・再開）届出書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、指定講習会を実施する者が第1項に定める書類を提出しないまま1年度間講習を開講しなかった場合にあつては、指定講習会を実施する者が前項に定める届出を行ったものとみなすことができる。休止期間が2年度間にわたる場合も、同様とする。

4 指定講習会を実施する者は、講習事業を再開しようとする場合にあつては、休止期間が終了する日までに福祉用具専門相談員指定講習会（廃止・休止・再開）届出書（第14号様式）を提出し、提出日より1ヶ月後に募集を開始する講習会の実施計画として、福祉用具専門相談員指定講習会実施計画書（第6号様式）と第4条各項に規定される書類を提出しなければならない。

（指定の取消し）

第10条 指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、福祉用具専門相談員指定講習会としての指定を取り消すことができる。

- (1) 指定講習会を実施する者が、当該指定講習会について、第2条の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 指定講習会を実施する者が、不正の手段により第2条の指定を受けたとき
- (3) 指定講習会を実施する者が、知事に対し、故意に虚偽の内容を提出したとき。
- (4) 指定講習会を実施する者が、第8条の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者や修了評価試験において所定の水準を満たしていない者に対して、修了証書を交付したとき。

（指定等の公表）

第11条 第2条及び前条の規定に基づき、福祉用具専門相談員指定講習会の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

（福祉用具専門相談員指定講習会修了者と同程度以上と認められるものについて）

第12条 第2条に定める指定講習会修了者と同程度以上と認められるものについては、施行令第4条第1項各号において規定されている各資格保有者とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成27年4月1日以降に募集を開始する指定講習会より適用する。